

第2章 現代カンボジア政治の潮流

1. カンボジアの新指導者

(1) シハヌーク国王の退位とシハモニ新国王の誕生

ノロドム・シハヌーク前国王は従来から政治的危機に直面すると退位をほめかすことで知られており、シハヌーク一流の駆け引き術と見なされてきたが、2004年10月7日、遂に国王を退位し、同年10月30日、ノロドム・シハモニ新国王が即位した。新国王はシハヌーク前国王の第5番目の妃であるネアック・モニアング・モニック妃の長子として1953年5月14日、プノンペンに生まれた。独身である。新国王はプノンペンでの学業に引き続き、1962年からチェコに留学し、バレエ、ダンス、演劇を学び、また1975年から1年間北朝鮮で映画製作技術を修得した。また、1981年から1990年までパリでバレエ、ダンス、演劇の教師をしていたが、母国カンボジアでの生活歴が短く、国内的にはあまり知られていなかった。新国王は芸術を愛好するという点では前国王と共通点はあるが、前国王が気まぐれな性格にもかかわらず政治的才能に長けているのに比して、政治的手腕は未知数であり、その経歴からして国王としての重みに欠けると一部に批判が聞かれる。しかし、伝統的に王室を敬うカンボジア国民一般の気持ちは政治体制が大きく変わった現在も受け継がれているように見受けられる。首都プノンペンの王宮前広場をはじめ主要な場所にはシハモニ新国王を真中にその両側にシハヌーク前国王及びモニアング・モニック王妃の肖像が並んで飾られている（その後、シハヌーク前国王は、同前国王とモニック妃の肖像を外すように述べたと伝えられる）。

政治的経験のまったくないシハモニ新国王については、1970年のクーデター以降中国に亡命し、その後も中国政府のはからいで度々ほぼ定期的に北京で過ごすようになったシハヌーク前国王及びモニック妃の院政を云々する声も聞かれた。しかし、時代の変遷とともにシハヌーク殿下が最早カンボジアの政治に及ぼす影響力も希薄になりつつあり、シハヌーク・カードを有効に使える時代は終焉したと見るのが現実的であろう。最近、カンボジアとベトナムとの国境画定問題でシハヌーク前国王とフンセン首相との関係がギクシ

ヤクしていると伝えられるが、象徴的な存在にすぎない新国王にとっては同問題で政治的な力を発揮できる立場にないことは明らかである。これまで中国との関係が深かったカンボジア王室にとって、今後もその伝統的な関係は維持されるであろうが、他方、旧仏領インドシナの盟主であるベトナム共産党とカンボジア人民党の間にはこの 20 数年の間に基本的に緊密な絆が構築されており、この構図に大きな変化がない限り、地理的に隣国同士の両国の関係が大きく損なわれることはないであろう。現在の連立政権は事実上フン・セン政権であり、同政権がベトナムの支援により軍事的優位を確立したことを考え合わせると、今後アジアの大国である中国との関係が発展することがあっても、ベトナムとの友好協力関係を抜きにしては考えられないだろう。今後、中国が経済力の増大により、ベトナム、カンボジア及びラオスへの影響力を拡大しようとすることは十分洞察できるが、ベトナムとしてもシハモニ新国王誕生を機会に両国間の関係強化に十分留意していることが考えられる。

ノグ・ドゥック・マン・ベトナム共産党総書記は、2005年3月26～30日までシハモニ国王の招待によりカンボジアを訪問したが、その際に1999年及び2000年のベトナムーカンボジア宣言に述べられた善隣関係、伝統的な友好関係及び総合的かつ長期間の協力関係の強化・発展を再確認するとともに、シハモニ国王のベトナム訪問を招請するなどの共同宣言を発表している。他方、胡錦濤主席は2005年11月、ベトナムを訪問し、中・越両国間の経済関係拡大等話し合ったと報道されており、中国が旧インドシナ諸国への影響力増大に腐心していることが伺われる。フン・セン首相をはじめ、カンボジア指導部の中国訪問も伝えられており、両国の関係が進展していることが看取される。

また、国内的には、新憲法の下、国王は象徴的な存在に過ぎず、カンボジア国民一般が国王に対して抱いているとされる敬愛の念は、最早、内戦前のような強い絆によるものであるとは思われず、特に国民の中に大きな割合を占めつつある若い世代と王室との関係は従来と異なったものに映るであろう。政治的に、新生カンボジアは複数政党制を採っており民主主義の確立を目指しているとされるが、実際には人民党が政権を掌握していることに変わりはなく、政権関係者の汚職、縁故主義による登用、政敵に対する暴力行為など、

法治国家としての体制が未熟であり、民主主義が定着する環境が醸成されているとは言いがたい。しかしながら、これだけの激動の時期を経てきた小国が象徴的にせよ王制を維持していることは意味のあることではないだろうか。

1993年の制憲議会で採択された新憲法は、「国王は君臨するが統治しない」、「国王は終身国家元首である」（第7条）と規定しているほか、カンボジアの王室は「任命制度」である（第10条）、「国王は世襲ではなく、新国王は国民議会議長、首相、仏教二派の管長及び国民議会第一副議長及び第二副議長で構成される王室会議により選ばれる」（第13条）旨定めている。シハモニ国王は、2004年10月国王就任以来国家のシンボルとして各種の行事に参加しており、2005年5月には、国王に就任して以来はじめて旧KRの牙城である西部国境のパイリンを訪問し、約1万人の住民から歓迎を受けたとAKP通信（カンボジア通信社）が伝えている。同年11月現在、国王就任後1年が経過し、新国王の評判は上々のようであるが、最近、フンセン首相批判を強めているシハヌーク前国王とこれに反発する同首相との間にあって、新国王としての無力さを露呈していることも事実のようである。フンセン首相は、1998年にベトナムとの間でカンボジアとベトナムとの国境に関する協定を締結していたが、2005年10月、ハノイを訪問した同首相は前述の国境協定の追加協定に署名した。シハヌーク前国王はこれら国境協定が1991年のパリ和平協定に違反するとしてフンセン首相を批判し、カンボジアには帰国しないと述べる一方、フンセン首相は王制を廃止すると脅かしたなどと伝えられ、両者の関係が冷却化しているようである。シハモニ新国王はフンセン首相より同追加協定の署名を迫られ、新国王としての立場にあって困惑しているようである。これに関連して、フンセン首相は同年10月、中国を訪問し、曾慶紅副主席と会談した際に、中国側より、シハヌーク前国王を精神的支柱として国民の一致を回復すべきである旨告げられ、またフンセン首相が要請した追加援助を中国が遅延させていることなどから、予定を切り上げて帰国したと伝えられている。

（2）フンセン体制の確立

カンボジア現政権の実力者フンセン首相は、貧しい農民の子として生まれた。東部カンボジアにあってクメール・ルージュ部隊の司令官の一人であっ

たが、クメール・ルージュ内部の粛清が進む中で、1997年にベトナムに亡命した。戦闘で負傷し、片目が義眼であり、古くなった旧ソ連製のガラスの義眼を日本でプラスチック製の新しい義眼と交換するために来日し、また、その後も、カンボジア和平交渉が行き詰まる中、東京の病院に偽名で入院した経緯があり、親日家として知られる。

フンセン首相は、1979年1月にベトナムが擁立したヘンサムリン政権樹立以降、外務大臣を務めたことがあり首相にもなったが、1993年国連（UNTAC）主導の初めての制憲議会選挙において、人民党（得票率38.7%）が王制を掲げたノロドム・ラナリット殿下のFUNCINPEC党（45.3%）の後塵を拝することになった。その結果、連立政府において妥協の産物として二人の首相が生まれるという異例の形式をとることになり、選挙で第2党となった人民党を代表するフンセンは第2首相の地位に甘んじるようになった。第1首相は第1党となったFUNCINPEC党のラナリット殿下である。しかし、これは両者の政治的、軍事的実力を反映するものではなく、1997年にいわゆるフンセンのクーデターによる政権掌握に発展するのである。そして、1998年の総選挙では、人民党政権が樹立されてから20年の成果を下に全国的な組織を有する同党が第1党（得票率41%）になり、第2党のFUNCINPEC党（32%）を引き離れた。1993年の選挙結果と逆転したわけである。第3党はサム・ランシー党（13%）であった。同選挙では人民党が全国的に選挙民に対して相当金銭などをばら撒いたといわれており、選挙妨害、操作などの不正行為が行われたと伝えられた。これが事実かどうかは別として、選挙前年の1997年7月、人民党の部隊とFUNCINPEC党の部隊との間で大規模な武力衝突の結果、フンセン第2首相が勝利し、ラナリット第1首相は一時国外へ追われることになり、ラナリット殿下の指導力不足、FUNCINPEC党の勢力低下の結果が翌年の選挙結果に影響したのではないかと考えられる。また、クメール・ルージュの内部崩壊、特に1998年4月のポルポトの死亡、多くのクメール・ルージュ兵士、士官の政府軍への編入など政治地図の変化が人民党側に有利に働いたことも考えられる。

人民党は2000年の全国地方選挙（161 コミューン）で地盤固めを進め、2003年7月の国民議会選挙では73議席を得て圧勝した。FUNCINPEC党は26議席、サム・ランシー党は24議席にとどまった。この結果に対して、

再び人民党による選挙妨害、操作、買収が云々されたが、全体として選挙は公正に行われたということになった。この選挙結果から、1993年の第1回選挙に比して、FUNCINPEC 党の凋落が顕著であり、サム・ランシー党の健闘が伺われるが、何よりも人民党の躍進である。しかしそれでも、単独で新しい政府を組閣するために憲法で定める国民議会の議席数（総議席数の3分の2）を獲得できず、そのため1年近くにわたり政情不安が続いたが、2004年7月8日、国民議会は憲法の追加規定を採択することにより、難局を脱し、同7月15日、新しい連立政府が承認された。これにより、フンセン（人民党N.2）が首相、ラナリット殿下（FUNCINPEC 党党首）が国民議会議長に就任した。但し、サム・ランシー党は閣内に入ることなく、野党として連立政府と対立していくのである。

（注：2006年1月22日、カンボジアで初めての上院議員選挙が行われ、定数61議席の中、国王と国会がそれぞれ指名する2名を除く57議席が争われたが、人民党は現有議席31を45と大幅に伸ばし、圧勝した。フンシンペック党は現有議席の21から10へ、サム・ランシー党は7から2議席へとその勢力を後退させた。）

なお、現在ではフンセン体制が確立されていると見られているが、フンセン首相が政権の舵取りを誤るようなことがあれば、チア・シム上院議長（人民党党首）、ソーケン内務大臣などの実力者との間で政権争いが起きることもあり得ると憶測されており、カンボジアの政治的安定に問題を投げかける余地を残しているとの見方もある。しかし、いずれの場合にも、近い将来、人民党に変わる勢力が台頭する徴候はない。

2. カンボジア新憲法

(1) 制憲議会選挙

カンボジアは、1979年1月にクメール・ルージュ政権が崩壊し、親ベトナム政権による国内統治が行われてから14年が経過していたが、国内ではまだクメール・ルージュ政権残党が暗躍する中、1993年5月、国連(UNTAC)が主導したカンボジア初の民主的選挙により制憲議会選挙が実施され、同年9月21日制憲議会により新しいカンボジア王国憲法が採択された。しかし、

その後、1997年のフン・セン第2首相（当時）のクーデター、1998年の総選挙を経て、1999年3月4日同憲法は修正され、従来の2人首相制から1人首相制に移行した。また、同時に上院が設置された。首相は第1党である人民党から、国民議会議長は旧シハヌーク派のFUNCINPEC党党首が、また新しく設置された上院議長は人民党党首（チア・シム）がそれぞれ就任し、彼我の権力配分が図られた。

カンボジアの憲法については、1946年に最初の民主的プロセスの芽生えとして選挙が行われ、1947年に最初の憲法が採択された。しかし、当時、仏教がカンボジア社会に及ぼす影響は大きく、仏教の教えが広く社会的規範として国民に浸透していた。次いで1953年カンボジアがフランスから完全独立して1975年クメール・ルージュが政権を掌握するまでの期間である。カンボジアは君主制であり、すべての権力は国王に由来し、立法府、行政府及び司法の権力は王の名において行使された。しかし、1970年3月の右派のクーデターによりシハヌーク殿下が追放され、内戦が始まったが、カンボジアはクメール共和国と国名を変更し、憲法ですべての権力は国民に由来するとした。そして、1975年4月にクメール・ルージュが政権を掌握し、国名をカンプチア（カンボジア）国と称した。その憲法でカンボジアは人民、労働者、農民などの国であると定義した。クメール・ルージュ政権の崩壊とともに1979年1月に成立したいわゆるヘンサムリン政権（親ベトナム政権）は、その憲法の中で人民議会が国家権力の最高の機関で唯一の立法機関であると規定した。

(2) 議会民主主義の誕生

このような政治プロセスを経て、カンボジアに永続的な平和をもたらすために国際社会が積極的に関与し、国連が主体となって行った1993年5月の制憲議会選挙の結果採択された新憲法は、複数政党制による自由な民主主義を標榜し、「国王は統治するが、支配せず」と明確に規定しており、国王は国民一致のシンボルであるとして国王に象徴的な役割しか認めていない。国家の実権は実力者フン・セン首相と支配政党である人民党にあることに変わりはない。新憲法では、「立法、行政府及び司法の3権分立」を謳っているが、実際は最大与党である人民党が国家の権力を掌握している。1998年選挙後に

組閣された政府閣僚は全員が国会議員であり、行政府と立法府との明確な分離がなかった。その結果、国民議会は定足数不足のため、国会を召集することが出来なかった。他方、1993年の新憲法が採択されて以来、カンボジアにおける報道の自由は大幅に改善されたという。しかし、マスメディアに対する規制は依然として残っていることも事実のようであり、最近でも、フンセン首相を批判したマスメディアが閉鎖を余儀なくされるという事件があり、政権側によるマスメディアのコントロールは珍しくないといわれる。

他方、2003年7月の総選挙後、サム・ランシー党が連立政府に加わることを潔しとしなかったため、新内閣が組閣されず、新年度の政府予算案が確定しないなど国政が滞り、約1年間政治空白が続いた。しかし、2004年7月8日、国民議会は新政府の信任投票に必要な憲法の追加規定（addendum）を承認し、同7月15日、新内閣信任投票が行われ、国民議会はフン・センを首相とし、ラナリットを国民議会議長として、人民党及び FUNCINPEC 党で構成される新しい政府を承認したことは上述の通りである。しかし、サム・ランシー党などはこの憲法追加規定を憲法違反であると主張し、同信任投票をボイコットした。同党は現在、政権に加わらず、野党の立場にあって、政権批判を強めていると伝えられる。

（注：なお、サム・ランシー党首は、フンセン首相らに対する名誉毀損罪で、海外亡命中の2005年暮れ禁固18ヶ月の刑を言い渡されたが、2006年2月に帰国し、シハモニ国王の恩赦を受けた。

3. ジェノサイド裁判

(1) クメール・ルージュ（KR）による大量虐殺

クメール・ルージュ（以下 KR とするが、正式国名は民主カンボジア）が政権にあった1975年4月17日～1979年1月6日の期間にアンカー（注：ポルポト派の党最高機関、クメール語で組織、機関を意味する）の指令及びその名の下に全国規模で旧ロン・ノル政権の軍人及び官吏、知識人、教師、都市住民などを対象とした虐殺、拷問、非人道的な行為が行われ、また未開地などに強制移動させられ、過酷な条件下で生活、肉体労働を余儀なくされた多数の国民が死亡したといわれている。筆者は1998年9月ポルポト政権

下のカンボジアを訪問した機会に、イエン・サリ外相などとともにプノンペンから西部バタンバンへ鉄道で移動する機会があったが、同地周辺の農村では冠水した水田で無数の人々が野良仕事に従事している光景を遠くから傍観した。季節は雨季であり、稲田が広く水浸していた記憶がある。当時のKR 政権下で無計画な用水路、ダムの建設により、大規模な水害が発生したといわれており、その弊害が指摘されている。しかし、その時はどこかで虐殺が行われていたとか、拷問、人権侵害が行われていたとかいう事実を確認することは出来なかった。外国訪問団と旧住民（強制疎開させられた都市住民など）との接触は禁止されていたと考えられる。ジェノサイドで死亡したカンボジア人などの人数は人口約730万人のうち170万人にのぼると推定されている。なお、ベトナムとの対立が先鋭化し、東部国境地域での両国軍隊による武力衝突が頻繁になってきた1997年以降には(1998年外交関係断絶) KR 政権内でベトナムよりと見なされた分子の摘発、粛清が後を絶たなかったようだ。フンセン首相も当時身の危険を感じてベトナムに亡命し、その庇護を求めたのであろう。

プノンペンのツール・スレン政治犯収容所(1979年ジェノサイド犯罪博物館となった)にはフーニム情報相ら元KR 幹部の写真も貼られており、カンボジア全土の地図が処刑された人間の頭蓋骨で標されている。最近、この生々しい骸骨地図は撤去されたと報じられている。また、プノンペンの近郊にある処刑現場から発掘された大量の骸骨が展示してあったブン・チューン・アエックのキリング・フィールド・メモリアル・サイトには今でも犠牲となった死者を吊っている付近の住民の姿が見かけられるという。処刑された外国人については、最も被害の大きかったのはベトナム人であろう。当時数十万人のベトナム人がカンボジアに住んでいたが、内戦勃発とともにベトナムに逃れたか、フランスなど欧米諸国に亡命した筈である。さもなければ迫害されるか、殺される運命にあった。フランス保護国時代に中間管理職として多くのベトナム人がフランス人統治者によってカンボジアに移民させられたが、カンボジア人にとって昔日のアンナン王朝によるカンボジアの併合の危機とあいまって、カンボジア人のベトナム人嫌い、不信感には歴史的経緯がある。フンセン政権下の今日のカンボジア人は、ポルポト政権から解放してくれたベトナム人は解放者であり、いわば恩人であるわけであるから、少なくとも

公然とベトナムを批判することはしない。それでも FUNCINPEC 党や野党関係者の間ではベトナム人のカンボジアへの大量再定住を危惧する人もいる。問題は正規の移民ばかりではなく、人知れず入ってくる不法移民である。

また、内戦前に流通経済を握っていた華僑及び漁業などで生計を立てていた少数民族のイスラム教徒のチャム族も虐殺の対象になっている。同政治犯収容所（正式名称はポルポト政権の国家機関「S-21」局）では 2 万人が逮捕され、尋問され、拷問を受け、処刑された。国籍別に見ると、ベトナム人 488 人、タイ人 31 人、アメリカ人及びフランス人それぞれ 4 人、オーストラリア人 2 人、アラブ人、英国人、ラオス人、スリランカ人及びジャワ人（インドネシア人）それぞれ 1 人である。「カンボジア・ドキュメンテーション・センター」は、1995～2004 年の期間に GSP のハイテク技術を使って KR 政権下における虐殺に関するカンボジア全土の地図を作成したが、それによれば、虐殺メモリアル・サイト 80 ヶ所、刑務所 194 ヶ所、殺害サイト 391 ヶ所、集団墓地 19,521 ヶ所である。同センターの活動は米国及びオランダが援助している^{注2}。

（2）何故虐殺は起きたか

戦争による虐殺行為は歴史的に見ても珍しくないが、通常は支配民族による被支配民族に対するものである。エスニックな対立が導火線となり、大量虐殺に発展するケースが見られる。近年ではナチス・ドイツのユダヤ人に対する国策としての大量虐殺、ルワンダのフツ族によるツチ族の虐殺（1994 年）、旧ユーゴスラビアのセルビア人による少数イスラム教徒の虐殺、スーダン南西部のダルフルにおける北部イスラム系武装勢力による南部キリスト教徒黒人に対する虐殺などである。しかし、カンボジアの場合には、虐殺の主たる対象が同種同国人であり、部族対立によるものではなかったという点で特異な現象であり、1970 年代の中国の文化大革命が大量の自国民犠牲者を出したことに類似性が見られる。クメール・ルージュ指導部が粛清の対象にしたのは、旧政権関係者は勿論のこと欧米文化に汚染されていると見なされたあらゆる知識人、ブルジョワ的都会人及び親ベトナム系住民などであり、

^{注2} Huy Vannak, “The Khmer Rouge , From Victory to Self –Destruction”, Cambodia Documentation Center による。

民族浄化によるユートピア的な農本国家建設という過激な思想が民族的な悲劇を生んだのである。また、直接粛清の対象にならなかったとしても、KR 支配下の旧住民と区別されて劣悪な条件下で肉体労働を余儀なくされた新住民（都市住民など）の何割が生き残ることができたか容易に推測できよう。後に KR 政権下に生き延びてタイ国境から国外に脱出し、米国に亡命したカンボジア人を描いた米国映画「キリング・フィールド」は世界中に衝撃と感動を与えた。この映画の結末のハイライトは、アンカー（党中央）から信頼を失い、粛清の運命が待っている地方幹部がその子供の運命を国外脱出を図る旧都市住民に託すという場面であるが、ベトナム軍侵攻直前の KR の内部分裂を描いたものとして興味深い。クメール・ルーージュも人の親である。

1975 年 4 月 17 日、KR はプノンペンを武力制圧すると直ちに都市住民全員を未開拓の農村地帯に強制疎開させたが、その理由として、プノンペンの S-21 政治犯収容所幹部の手記は次のように語っている。

「4 月 17 日、我々は帝国主義者をカンボジアから駆逐した。我々は封建主義者及び資本主義者が農民となるように都市部から疎開させた」。

カンボジア共産党（CPK）はプノンペン陥落前年の 1974 年にプノンペンなどの都市部から住民を強制疎開させる計画を持っていたようであるが、これが公表されたのはプノンペン解放後のことであった。KR は政権掌握後の 1975 年 5 月 20 日、8 項目の計画を承認したが、その第 2 項目は「国民を都市部から農村部へ疎開させ、国民を三つのカテゴリーに分類すること」であった。この 8 項目の計画とは次のようなものである。

- (イ) 下級から上級レベルまでの協同組合（cooperatives）を創設する。
- (ロ) 住民をプノンペン及び人口密集地帯から農村部へ疎開させ、3 つのカテゴリーに分類する。
- (ハ) 通貨を廃止する。
- (ニ) 市場を廃止する。
- (ホ) 宗教を廃止する。
- (ヘ) 学校を廃止する。
- (ト) 病院を廃止する。
- (チ) 内部の敵を摘発し、粛清する。

また、1978 年 7 月、ヌオン・チア・カンボジ共産党副書記（書記はポル

ポト) はデンマーク労働党に宛てたコミュニケにおいて次のように述べている。

「アメリカ人が解放後 6 ヶ月以内に我々から権力を奪取しようと計画していることは誰もが知っている。この計画はアメリカ人、KGB 及びベトナム人の参加によるものであり、内部及び外部からの攻撃を含むものである。しかし、我々はこの計画を挫折させた。我々は解放直後、都市部から国民を疎開させた。従って、CIA、KGB のエージェント及びベトナム人は農村部へ行かなければならず、当初の計画を実行できなかった」^{注3}。

このことからポルトをはじめ KR 指導部が単に民族浄化と理想社会実現のために自国民を大量虐殺ないし過酷な生活条件下で死に追いやったのではなく、KR 政権が外部勢力及び内部に隠れているそのシンパによる政権転覆を極度に怖れていたことがわかる。特に南北統一を実現したベトナム共産党との決定的な対立により、基盤が脆弱な CKP の内部分裂と離反が促進され、それは内部粛清という形で表面化していったのである。

(3) 誰が裁かれるのか

虐殺、拷問などにかかわったクメール・ルージュ政権関係者はおそらく何千人にのぼるであろうが、カンボジア政府と国連との長い交渉による合意に従って、裁判の対象になるのはその指導者である。しかし、現在プノンペンの刑務所に拘留されている KR 幹部は二人のみである。チット・チューン(別名タ・モック) 北部地区軍司令官兼党中央委員及びプノンペンの政治犯収容所(S-21 機関)の所長であったカン・ケイ・イエウ(別名ドゥーイ)である。イエン・サリ民主カンボジア副首相(外相)はいち早く政府側(フンセン政権)に投降し、1996年9月15日にシハヌーク前国王の恩赦を受けている。ソン・セン国防相は1997年6月9日、ポルト派部隊によりスパイ容疑で一族郎党とともに殺害された。この事件に関連して、クメール・ルージュのラジオ放送によれば、ポルトは同年6月タ・モク参謀長に実権を奪われ、人民裁判でソン・セン殺害の責任を問われて終身刑の判決を受けていたが、1998年4月15日カンボジア北部のアンロンベンで死亡した。同人の死

^{注3} Huy Vannak, “The Khmer Rouge , From Victory to Self –Destruction”, Cambodia Documentation Center による。

については病死なのか毒殺なのか一時マスコミの注目を浴びた。しかし、このポルポトの死により、形骸化しつつあったクメール・ルージュの終焉が近づいていたことは明らかである。同年12月26日ヌオン・チア（人民議会常任委議長、党のN.2）及びキュウ・サンパン（国家評議会議長）も政府側に投降した。更に、北部タイ国境地帯で最後まで抵抗していたタ・モック（俗称殺し屋「ブッチャー」）は1999年3月政府軍の掃討作戦で捕捉され、ここにクメール・ルージュ指導部は全滅した。他方、政府は投降したクメール・ルージュ兵士及び指揮官の多くを政府軍に統合したといわれているが、イエン・サリ、キュウ・サンパン、ヌオン・チアの旧KR指導者はこれまでKRの牙城のひとつであったカンボジア西部のパイリン地区において旧KR系住民らとともに政府の行政下に自由な身分で生存している。イエン・サリは同地で豪邸に住んでいるという。パイリンは宝石、木材の産出地域であり、経済的に自立しているものと考えられる。これら3人の旧KR指導者は何故逮捕されないで自由の身にあるのかという素朴な疑問が残る。

現政府関係者（フンセン政権）は、これらパイリンにいる3人の旧KR指導者及び現政権内部に登用された旧KR幹部などを国際裁判にかければ、政府軍に編入された旧KR軍指揮官及び兵士の動揺、反乱を誘発し、連立政権とはいえ1998年の第2回総選挙以来享受してきた人民党主体の現政権の政治的安定性を危うくすることにつながりかねないと危惧しているからであると伝えられる。キュー・サンパンは国際法廷に召喚されれば、これに応じる用意がある旨述べているが、同人はKRの中では一番のインテリで、雄弁家でもあり、KR国際裁判の対象を広げすぎると、元KRであったフンセン首相をはじめ他の政権要人にも都合の悪いことが出てくる可能性がないとはいえず、現政権にとりマイナスのインパクトを及ぼすことになりかねない。従って、現政権にとって、KR裁判の対象は限定したいというのが本音ではないだろうか。

他方、虐殺の最大責任者であるポル・ポトがこの世にいない現在において、タ・モック及びドゥーイというたった二人の幹部の裁判に今後3年間にわたってその裁判経費総額5,620万ドルを使うことに消極的な声も聞かれる。貧困下が進むカンボジアにおいてもっと有効に資金を使えないのかという疑問である。この議論はもっともではあるが、やはり、アジアで起きた組織的な

虐殺という悲劇について国際裁判を通じて歴史的に事実関係をきちんと整理しておくことが、将来このような悲劇を繰り返さないためにも重要であろう。裁くのは二人の KR 幹部の犯罪というよりは、彼らを通じてかかる虐殺が生じた社会的、政治的、地政学的背景を吟味し、検証することの意義の方が大きいのではないだろうかと思われる。2005 年 4 月 17 日、KR 政権誕生から 30 年を迎えた。人々の記憶も風化しつつあるという。20 歳以下の若年層が人口に占める割合は急速に増加しており、若い世代は悲惨な KR 政権時代を全く知らないで成長してきた。KR 時代の残虐、非道な政策は観念的にしか理解されていない。現政府は KR の残虐行為について学校で啓蒙教育を施しているというが、KR 政権崩壊後 26 年の歳月が過ぎ去った現在、カンボジア国民の 4 分の 3 は新しい世代である。カンボジアの一般国民は同裁判をどのように考えているのであろうか。若干古い数字になるが、KR の犯罪責任についてフランスの世論調査会社 “Institut Francais de la Statistique, de Sondage d’Opinion et de la Recherche sur le Cambodge” が 1998 年に 1,503 人のあらゆる階層のカンボジア人を対象に実施した世論調査において、「貴方はポルポト政権下のクメール・ルージュ指導者が訴追されることを望みますか」という問いに対して 81.1% が肯定的な回答をしている旨発表している。また、1999 年 1 月 20 日、カンボジア人権行動委員会は国連事務総長宛て書簡において 84,195 人のカンボジア人が署名あるいは指紋押印の請願書を作成した旨述べている。

(4) KR 国際裁判は誰がどこでどのように裁くのか

1997 年 6 月 21 日、カンボジア政府は、KR が 1975 年 4 月 17 日から 1979 年 1 月 6 日の期間に行った虐殺を含む人道に反する犯罪を裁くための支援を国連に要請した。国連事務総長は、この要請に基づき、3 名からなる専門家グループをカンボジアに派遣することを決め、同専門家グループは 1998 年 11 月 14 日から 24 日までカンボジアを訪問し、1999 年 2 月 22 日、調査報告書を事務総長に提出した。それによれば、同専門家グループは、国際法及びカンボジアの法に照らして、集められた事実から重大な犯罪を立証する証拠があるとの結論により、KR 指導者に対して司法手続きを正当化する十分な物理的、目撃証拠が存在すると見なした。KR 指導者が 1975～1979 年に

かけて犯した犯罪は人道に反する罪、虐殺、戦争犯罪、強制労働、拷問及び国際的に保護されている者並びにカンボジアの法律上の犯罪を含むものであるとした。同専門家グループは、KR 指導者がどこにいるかわかっており、彼らが物理的に庇護されているわけではないので、カンボジア政府が彼らのいる領域において逮捕することは可能であると結論づけた。また、同専門家グループがフンセン首相と会見した際に、同首相は国際法廷の独立した検事により逮捕状が出された者は誰でも政府がこれを逮捕する意思と用意がある旨表明している。同専門家グループは KR 指導者の裁判のオプションとして、(イ) カンボジアの法律の下に設置する法廷、(ロ) 安保理あるいは国連総会により設置される法廷、(ハ) 国連管理下のカンボジアの法廷という混合オプション、(ニ) 多国間条約及び第 3 国における裁判により設置される国際法廷、の 4 つのオプションの可能性を検討した。その結果、国連が KR 政権関係者を裁くアドホックな国際法廷を設置するということで、安保理が国連憲章第 6 条あるいは第 7 条の下に同国際法廷を設置するべきであると勧告した。

これに対してカンボジア政府は 1999 年 3 月 3 日付け事務総長宛て書簡において、KR 指導者裁判は、カンボジアが同国の平和及び国民和解を必要としていることを考慮し、また、もし取り扱いを誤れば、KR 指導者裁判が(政府軍に編入されている)旧 KR 軍指揮官及び兵士の間にパニックを引き起こし、あらたなゲリラ戦をもたらす恐れがあると警告した。また、ホー・ナムホン外相は、後日(3 月 12 日)、ジェノサイド犯罪の予防及び処罰に関する条約及びカンボジアの憲法に基づけば、カンボジアの法廷はこのような裁判を実施する資格を十分有しているとしてカンボジア政府の見解を事務総長に伝達した。同外相はまた、タ・モック南西部地区軍司令官兼党常務委員をカンボジアの法律の下にカンボジアの法廷において裁判にかけ、外国の援助及び専門的技術を受けるとのカンボジア政府の決定について述べているが、これに対して、事務総長は、仮に外国の援助を受けるとしても、現状ではカンボジアの司法は最小限の国際水準に満たない旨同外相に反論している。事務総長は上記専門家の報告書を国連総会及び安保理に提出するに当たって、同専門家グループの努力を多としつつ、KR 政治指導部全体が処罰されることなく、また KR 軍事指導者を一人も裁判にかけないことは、司法と説明責任

の目的にかなっていないという見解を述べ、インプユニティー（処罰されないこと）は受け入れられない旨強調している。いずれにしても KR 裁判の成否はカンボジア政府の十分な協力が必要であり、カンボジア政府が、国際法廷の要請に応じて、国内にいる KR 指導者を逮捕し、同法廷に出廷させる用意があるかどうかにかかっている旨指摘している^{注4}。

(5) カンボジア政府と国連との合意

1994年4月30日、「カンボジア・ジェノサイド裁判法案」が米上院を通過したが、国連人権委員会は、1997年4月11日、カンボジア法及び国際法の重大な侵犯を審議するための要請があればこれを支援するとの決議（1997/49）を採択し、カンボジア政府は上述の通りラナリット第1首相及びフンセン第2首相の名において、ジェノサイド、人道に反する犯罪に責任のある KR 指導者の裁判について国連と国際社会の援助を要請した。これに対して国連総会は1997年12月12日、「カンボジアにおける人権の状況」と題する決議（52/135）を採択した。同決議は国連人権委員会の決議を引用する形で、国連がルワンダ及び旧ユーゴスラビアに行った支援と動揺の支援を要請したものである。この要請に基づき専門家グループがカンボジアに派遣され、調査報告書が提出されたわけであるが、問題は KR 裁判のための法廷の設置場所及び裁判の対象となる KR の範囲にあった。カンボジア政府は犯罪を行ったのがカンボジア人であり、同犯罪はカンボジアで起きたのであるから、KR 裁判を自国で行いたいと主張し、また国民和解の観点から裁判対象となる KR はその指導者の一部にとどめたいとした。これに対して、国連側はカンボジアの司法制度が未熟であり、裁判の公正さを確保するためにもカンボジア国外で行うか国連が主体となって裁判を行うことなどを示唆した。このため、KR 裁判のための法廷設置に関してカンボジア政府と国連との間での交渉は5年にわたり、協定案の合意が成立した（イニシャル署名）のは2003年3月17日であった。同年5月22日、同合意文書は国連総会において全会一致無投票で採択された。

^{注4} “Report of the Group of Experts for Cambodia established pursuant to General Assembly resolution 52/135, University of Minnesota Human Rights Library”

この間、日本は2000年4月19日、国連人権委員会にカンボジア政府と国連との見解の相違を埋めるための決議案を提出し、更に同年11月2日、日本を含む11カ国が同人権委員会にKR裁判に関する決議案を提出するなどわが国をはじめ国際社会の動きが加速されていった。その結果、国連人権委員会は2001年4月25日、カンボジア政府が速やかにジェノサイド法廷を設置するように求める決議案を採択した。他方、カンボジア国民議会は、2001年1月2日、KR指導者裁判のための特別法廷の設置法案を採択、同年8月7日、カンボジア憲法評議会は同法律を承認し、同8月10日、シハヌーク国王は同法律に署名した。これを受けて、国連総会は2002年12月18日、民主カンボジア政権（KR政権）時代に犯された犯罪の訴追のためにカンボジアの裁判所に設けられた特別法廷の設置に関する法律（以下「特別法廷設置法」とする）の発布を歓迎する決議（57/228）を採択した。国連はカンボジア政府との合意に基づき、2003年5月13日、裁判官の構成（カンボジア人及び外国人）、裁判の期間（3年）、裁判経費などの条件に関するカンボジア政府との協定を含む決議（57/228B）を採択した。2004年11月、カンボジア政府は同合意文書を批准し、2005年4月、同合意文書は発効したが、実際に特別法廷が開始されるためにはカンボジア政府が法廷用の土地・建物を提供し、カンボジア人裁判官を任命する必要がある。最近、カンボジア政府は、特別法廷の場所を首都郊外にある国軍の建物を提供したが、同地は軍用地であるため裁判傍聴者などが自由にアクセスできないのではないかと指摘がなされているようである。また、カンボジア人裁判官の任命過程が不透明であるとの報告もなされているようである。

（6）KR裁判に関するカンボジア政府と国連との協定（要旨）

カンボジア政府と国連との間でKR裁判に関して合意に達した協定は、裁判の目的、裁判官の構成、身分及び自由、判決方法、検事、事務局、証人及び被害者の保護、特別法廷の対象となる犯罪の定義、刑罰などに関するものである。

（イ）目的（第1条）

本協定は、民主カンボジアの上級指導者及びカンボジア刑法、国際人道法・慣習、及びカンボジアが認めている国際条約に対する犯罪及び重大な侵犯に

最も責任ある者を裁判にかけるに当たり、国連とカンボジア王国政府との間の協力を調整することを目的とする。

(ロ) 特別法廷設置法（第 2 条）

本協定は特別法廷設置法を通じてカンボジアにおいて実施される。条約法に関するウィーン条約（特に第 26 条及び 27 条）が同協定に適用される。

(ハ) 裁判官（第 3 条）

裁判官は、カンボジア人裁判官及び国連事務総長が任命し、最高司法評議会が指名する裁判官（国際裁判官）が 2 つの特別法廷のそれぞれにおいて就任する。特別法廷は、(a) 第 1 審法廷：3 人のカンボジア人裁判官及び 2 人の国際裁判官、(b) 最高審法廷（控訴審及び最終審）：4 人のカンボジア人裁判官及び 3 人の国際裁判官でそれぞれ構成される。

(ニ) 意思決定（第 4 条）

裁判官は全会一致の決定を目指す。これが可能でない場合には、(a) 第 1 審による決定は少なくとも 4 人の賛成票を必要とする。(b) 最高審法廷による決定は少なくとも 5 人の裁判官の賛成票を必要とする。全会一致の決定がなされない場合には、法廷の決定は多数派及び少数派の見解をそれぞれ併記するものとする。

(ホ) 調査裁判官（第 5 条）

カンボジア人裁判官 1 名及び国際裁判官 1 名を共同の調査にあたる裁判官とする。共同の調査裁判官は、その任務遂行にあたり独立であり、いかなる政府あるいはその他の所属先からの指示を受けたり、求めたりしない。

(ヘ) 検事（第 6 条）

両特別法廷において任務を遂行するカンボジア人検事 1 名及び国際検事 1 名を共同検事とする。両検事はその任務遂行において独立であり、いかなる政府あるいはその他の所属先からも指令を受けたり、求めたりしない。

(ト) 調査裁判官及び調査検事の見解の相違解決方法（第 7 条）

見解の相違は、最高司法評議会の任命する 3 人（その中の 1 人は議長）及び国連事務総長の任命により最高司法評議会が指名する 3 人、の計 5 人の裁判官よりなる予審法廷により解決される。

(チ) 事務局（第 8 条）

特別法廷、予審法廷、共同調査裁判官及び検事局のための事務局を設置し、

カンボジア政府が任命する事務局長及び国連事務総長が任命する副事務局長を置く。

(リ) 特別法廷の管轄する犯罪（第 9 条）

特別法廷の裁判管轄事項は、ジェノサイド犯罪の予防及び処罰に関する 1948 年の条約、国際刑事裁判所の 1998 年のローマ法令及び 1949 年のジュネーブ協定並びに 2001 年 8 月 10 日に批准された特別法廷の設置に関する法律の第 2 章に規定されたその他の犯罪である。

(ヌ) 刑罰（第 10 条）

特別法廷の**極刑は終身刑**とする。

(ル) 恩赦（第 11 条）

カンボジア王国は本協定に言及された犯罪の捜査あるいは訴追になったいかなる者に対しても恩赦などを要請しない。

(ヲ) 手続き（12 条）

手続きはカンボジアの法律に則って行われるが、カンボジアの法律が特定の問題についてこれを扱わない場合、あるいは規則が国際水準と合致しない場合などには、国際水準で確立している規則の手続きも指針となり得る。特別法廷は、1966 年の市民権及び政治的権利に関する国際契約（Covenant）の第 14 条及び第 15 条に定められた正義、公平及び法律の手続きに則ってその管轄権を行使するものとする。

(ワ) 裁判官などの外交特権、不可侵権など（第 19 条及び 20 条）

- ・ 国際裁判官、国際共同調査裁判官、国際共同検事、事務局の副事務局長及びその家族は 1961 年の外交関係に関するウィーン条約に則り、特権、不可侵権、免除、便宜を受ける。
- ・ カンボジア人裁判官、カンボジア人共同調査裁判官、カンボジア人共同検事及びその他のカンボジア人職員は、本協定の下に公式な資格で述べたこと、筆記したこと及びあらゆるその行為において司法上の訴追から不可侵とする。

(カ) 証人及び専門家（第 22 条）

裁判官、共同調査裁判官、あるいは共同検事の要請により出頭した証人及び専門家は、カンボジア当局により訴追、拘留あるいは自由が制限されてはならない。また、当局は彼らの自由で独立した任務遂行に影響を与えるよう

な措置をとってはならない。

(ヨ) 被害者及び証人の保護（第 23 条）

共同調査裁判官、共同裁判官及び特別法廷は被害者及び承認を保護する。

(タ) 警備、安全・保護（第 24 条）

王国政府は本協定に言及された者の警備、安全・保護についてあらゆる効果的、適切な措置をとる。

(レ) 使用言語（第 26 条）

特別法廷及び予審法廷の公式言語はクメール語である。特別法廷及び予審法廷の作業言語はクメール語、英語及びフランス語である。公式文書のロシア語への翻訳及び公聴会のロシア語への通訳は、特別法廷の裁判過程を妨げないという条件の下でカンボジア王国政府がその経費負担で提供する。

(ソ) 国連の協力撤回（第 28 条）

カンボジア王国政府が特別法廷の構成あるいは組織を変更するか本協定の内容に則らない方法で機能させる場合には、国連は資金的、その他の援助を中止する権利を留保する。

(7) 裁判費用は誰が負担するのか

3 年間にもわたる KR 裁判の費用総額 5,620 万ドルはカンボジア政府と国連との間で分担し、国際社会が 4,300 万ドル、カンボジア政府が 1,330 万ドルそれぞれ負担する。類似の裁判の例では、裁判費用総額は、旧ユーゴスラビアが 6,000 万ドル強、ルワンダがほぼ同額の 5,000 万ドル強であり、カンボジアの場合はルワンダ並みということになる。これまでのところ、国連加盟国 16 カ国が拠出を表明しているが、中でも**最大の供出国である日本が 2,160 万ドル**をすでに拠出しているほか、フランス（480 万ドル）、イギリス（287 万ドル）、オーストラリア（235 万ドル）、独（100 万ドル）、加（161 万ドル）、オランダ（200 万ドル）、デンマーク（52.5 万ドル）、オーストリア（36 万ドル）、スウェーデン（15 万ドル）ノルウェー（100 万ドル）、韓国（15 万ドル）などがそれぞれ拠出を表明している。しかし、最近カンボジア政府は財政事情により分担金の 1,330 万ドルではなく、150 万ドルしか拠出できないとして国際社会に肩代わりを要請している。これに対して、EU が 120 万ドル、インドが 100 万ドル、タイが 2.5 万ドルをそれぞれカンボジ

ア政府負担分として拠出している。2005年5月8日、訪日中のフンセン首相は町村外務大臣（当時）と会談し、KR 裁判費用について更なる日本の援助を要請した。同6月10日、町村外務大臣（当時）はカンボジアを訪問したが、その際に、日本府として出来るだけ早期の裁判開始を求めるとともに、日本政府の対カンボジア二国間ノンプロ無償援助の見返り資金をカンボジア政府が利用出来る可能性について述べたと伝えられる。しかし、フンセン首相は、裁判経費について国際社会が国際機関を通じてではなく、直接カンボジア政府に資金提供して欲しい旨述べて、クメール・ルージュ・ジェノサイド裁判の早期開催に積極的でないとられる発言をしていることなどからも、カンボジア政府の早期裁判開催に対する熱意が伝わってこない。

他方、この裁判で大口の資金提供者となる筈であった米国はまだ1ドルも拠出すると表明していない。上院が採択した2005年の「対外活動歳出配分承認法」“The Foreign Operations Appropriations Act”は、「同法により適用となった資金あるいは同法により適用されるその他の資金は、カンボジア政府が設置するいかなる法廷に対してもこれを支援するために使用され得ない」と規定している。ライス国務長官は、このような資金が提供されるのは、「①カンボジアの裁判制度に能力があり、独立で、広範な汚職がなく、裁判の判決が行政府の介入を受けることなく、②提案された裁判所が人道に対する犯罪及びジェノサイドについて公正で信頼おける方法で国際的に認められた水準に合致する判決を下すことが可能である」と決定される場合のみであるとしている。その背景に、フンセン政権嫌いな一部有力米上院議員がカンボジアの現在の政治情勢下におけるKR裁判に資金の提供に反対している事情があるからであると見られている。2005年4月9～10日付け『インターナショナル・ヘラルド・トリビューン紙』はロージャー・コーヘン国際編集委員の記事を載せ、その辺の事情を次のように説明している。「ケンタッキー州出身の上院議員で上院対外活動歳出配分承認 (Senate Foreign Operations Appropriations) 小委員会のミッチ・マッコネル委員長及び同小委員会の有力なディレクターであり、フンセン政権が大嫌いなポール・グローブ氏は同禁止法の熱烈な支持者である。同氏は1990年代中葉に数年間カンボジアで民主主義を啓蒙するために国際共和党研究所 (International Republican Institute) で働いていたが、1997年フンセン反対の野党の集会に投げ込ま

れた手榴弾により同研究所の所長であり、友人のロン・アブネイ氏が負傷し、少なくとも 16 人が死亡した事件があったという。当局はろくに事件の調査もせず、同事件を扇動したのはフンセン政権であるというのがグローブ氏及び多くの見方であった。それ以来、同人はカンボジアが悪意に満ちた実力者に牛耳られ、処罰されることのない（インピュニティー）汚職の蔓延する国であり、信頼できる国際裁判を主宰する能力のない場所であると見なしているようである」。

KR 裁判に必要な資金総額 5,630 万ドルについて、国際社会からの供出分 4,300 万ドルはほぼ全額集まった模様であるが、カンボジア政府の負担分である 1,330 万ドルについて財政基盤の脆弱な同国政府が 150 万ドルしか捻出できないとして、上述の通り差額 1,180 万ドルの国際社会による肩代わりを求めていることは同裁判の開始をいわずらに遅らせることになる。2005 年 5 月 31 日、ソック・アン副首相兼官房長（人民党）は在カンボジア各国外交官に対して KR 裁判費用のカンボジア政府負担分の差額 1,180 万ドルについてあらためて国際社会の支援を求めた。これに関連して、同年 6 月 6 日付けカンボジアの AKP 通信は、「有力な複数の実業家は、政府から正式に要請があれば、その差額を負担する用意があると述べた」同国の英字紙 “The Cambodia Daily” の記事を伝えている。

他方、米国はこれまでカンボジアの人権状況、司法制度などの現状に鑑み、KR 裁判にあまり積極的でないと印象を与えている。同紙はまた、2005 年 5 月、ピエール・リチャード・プロスパー米国特使がカンボジアを訪問し、ソック・アン副首相をはじめ、政府関係者、NGO 関係者と会い、同地で行った記者会見で、米国は裁判が国際水準に合致しなければ資金の拠出をしない方針であるが、いずれかなりの（respectable）額を拠出できるようになるかも知れない旨、また誰が裁判官に選ばれるかを見極めるまでは資金提供のコミットをしない旨述べたと伝えている。米国は KR 裁判の裁判官の選任にあたり、国連及びカンボジア政府から透明性を求めているようであるが、別途クメール・ルージュ・ジェノサイド犯罪の調査及び資料作成に関しては、過去 10 年間に 700 万ドルの援助を行った旨述べている。フン・セン首相が、2005 年 8 月、国際社会が KR 裁判開始に必要な資金をカンボジア政府に直接供与しない限り、貧乏国のカンボジアは特別法廷を設置することが出来ず、

元 KR 指導者の裁判は行われなくなると述べたことにより、同裁判開始のタイミングは不透明であるが、2006 年 5 月 4 日、カンボジア最高司法評議会は、カンボジア人及び外国人裁判官（日本人裁判官 1 名を含む）、検事などの人選を行い、また、これに先立って同裁判事務局長及び副事務局長が任命されており、同裁判が近い将来開催される趣である。同裁判開催のための不足資金集めは引き続いて行われており、あらたな拠出国もあるようであるので、資金面では問題がないと見られている。欧州議会も、2005 年 11 月、カンボジア、ラオス及びベトナムにおける人権に関する決議を採択し、クメール・ルージュ裁判については出来る限り早期に開催されるように呼びかけている。

(8) 誰が裁判に反対しているのか

仮に KR 裁判が国連と合意した通り行われるとすると、裁判の審議過程でその影響を受ける者が出てくる可能性は否定できない。現政権の要職に就いている者、政府軍に編入された元 KR 軍指揮官などの猜疑心、反発などによりこれが政情に影響を及ぼさないとは言い切れない。KR 指導者の過激で野蛮な革命理念と実践は中国の文化大革命の影響を受けていると見られる面が多々あり、中国政府が KR 政権を全面的に支援していたことから、KR 指導部のカンボジア国民に対する虐殺、重大な人権侵犯等に関する裁判は中国政府にとっても迷惑なものと映るであろう。中国政府は過去の KR 政権（民主カンボジア）支援は国対国の関係であって、KR の蛮行を支援していたわけではないと釈明している。しかし、現在、中国は対東南アジア戦略の一環としてカンボジアを含めた東南アジア諸国との関係強化、影響力拡大を図っており、また現在進行中の東アジア共同体構想で主導権を握ろうとしていると伝えられる折から、その影響力を殺ぐようなことは黙示できないのではないだろうか。他方、フンセン政権として KR 国際裁判は欧米諸国の援助を更に引き出すために避けて通れない踏絵のようなものであろうが、裁判の影響を最小限にとどめるためにも、裁かれる KR 指導者の範囲、対象を限定したいというのが本音であろう。